

地域未来投資促進法の手続き等について

地域未来投資促進法の概要について

- ▶ 地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するもの
- ▶ 支援に係る手続きは以下のとおり
 - ・市町村及び都道府県は「基本計画」を策定し、国が同意する。
 - ・市町村は同意された「基本計画」に基づき「土地利用調整計画」を策定し、県知事が同意する。
 - ・事業者は同意された「基本計画」に基づき「地域経済牽引事業計画」を策定し、県知事が承認する。
- ▶ 事業者は県知事から「地域経済牽引事業計画」の承認を受けることで、事業実施場所が農用地区域(農振法)や第一種農地(農地法)に当たる場合であっても、農地転用が可能

交流拡大エリアの開発目的

新潟スタジアムなどの県市を代表する広域集客施設に隣接するほか、都心や高速道路ICにも近接する本地域の特性を活用し、都心と連携しながら本市のにぎわい創出や経済活性化を図る

開発目的と合致する地域未来投資促進法を適用

地域未来投資促進法の手続き経緯

① 基本計画(変更) <新潟県・新潟市・聖籠町が策定>

⇒ **令和4年6月:国同意**

② 土地利用調整計画 <新潟市が策定>

⇒ **令和5年12月:県同意**

③ 地域経済牽引事業計画 <事業者が策定>

⇒ **令和6年3月:県承認**